

JOMF 派遣医師便り (2013. 11)

◆ジャカルタ◆

保険にまつわる話です

JJC 医療相談室

原 稔

多くの方が海外旅行傷害保険に加入されていますが、支払いの際に「保険が使えない? どうしてだ?」ともめているのを、時々、目にします。多いのは、高血圧や糖尿病などの慢性疾患で、日本を出る前から治療をしている場合です。これらは持病なので保険適応外です。また、こちらで新たに病気になった場合でも、治療期間が6カ月を超えるとダメです。ご注意ください。

かぜや下痢、怪我に対しては保険が効くわけですが、別の意味で問題が起こることがあります。「キャッシュレスサービスは利用できない」と「保険が使えない」との、意味の取り違いです。

「キャッシュレスサービス」であれば、保険証書を提示すれば、その場で支払いをせずに済みます。ただし、このサービスを利用できる医療機関は、保険の種類によって限定されます。保険会社と医療機関とが提携しているかどうかによるわけです。

加入している保険会社と医療機関が提携していない場合はどうでしょう。「キャッシュレスサービス」は利用出来ませんが、もちろん保険は使えます。このときは、一旦ご自身でお支払いになり、あとで保険会社に請求することになります。

さて、日本語を話すインドネシア人が、「キャッシュレスサービスが利用できない」を「ホケンつかえません」と表現することがあります。しかし、実際には保険はちゃんと使えます。一旦、支払う必要はありますが・・・

「使えないのはお前やろ」と言いたくなりますが、こらえるしかありません。この辺りも注意が必要です。

海外旅行傷害保険が使えない場合は、日本の健康保険があれば、帰国後、加入先に請求することができます。但し、全額ではありません。日本における同等の診療費の7割が戻ってきます。(現地で支払った金額の7割ではありません)

その他、クレジットカードに付帯している保険だと、そのクレジットカードで支払った場合でしか、保険が適応されないといったこともあるようです。今一度、加入している保険の内容をご確認ください。